

和歌山県新型コロナウイルスワクチン接種に係る時間外・休日の
ワクチン接種会場への医療従事者派遣事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 知事は、新型コロナウイルスワクチン接種の体制を強化することを目的に、時間外・休日の医療機関から集団接種会場に医療従事者の派遣が行われた場合に、当該医療機関に対し予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付については、令和3年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）交付要綱（令和3年4月1日付け厚生労働省発医政0401第4号、厚生労働省発健0401第6号及び厚生労働省発薬生0401第67号厚生労働事務次官通知別紙）、令和3年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱（令和3年4月1日付け医政発0401第8号、健発0401第11号及び薬生発0401第18号厚生労働省医政局長、健康局長及び医薬・生活衛生局長連名通知別紙）及び和歌山県補助金等交付規則（昭和62年和歌山県規則第28号。以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 医療従事者

医師、看護師、准看護師及び歯科医師を個別に又は総称していう。

(2) 時間外・休日

診療報酬の時間外加算・休日加算を参考にして、「医療機関が表示する診療時間以外の時間」及び「休日」が該当し、以下が標準となる。

・「休日」は、日曜日及び国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日。なお、1月2日及び3日並びに12月29日から31日までは、休日として取り扱うものとする。

・「時間外」は、概ね午前8時前と午後6時以降（土曜日の場合は、午前8時前と正午以降）及び休日以外の日を終日休診日とする医療機関における当該休診日。

ただし、標準によることが困難な医療機関については、その表示する診療時間以外の時間をもって時間外として取り扱うものとする。

(3) 集団接種会場

新型コロナウイルスワクチンの集団接種を行う保健所、保健センター、学校、公民館等をいう。

(交付対象事業等)

第3 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）、対象期間、補助金の交付を受けて補助事業を実施する者（以下「補助事業者」という。）、補助対象経費、基準額及び補助率は、別表に定めるとおりとする。

(交付額の算定方法)

第4 補助金の交付額は、別表に定める基準額と補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額に別表に定める補助率を乗じて得た額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(交付の条件)

第5 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) この補助金と対象経費を重複して、他の法律又は予算制度に基づく国又は地方公共団体の負担又は補助を受けてはならない。

(2) 補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上（地方公共団体以外の者の場合は30万円以上）の機械及び器具その他の財産（以下「財産」という。）については、補助金等に係る算の執行の適正化に関する法律施行令（以下「適正化令」という。）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずに交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃止してはならない。

- (3) 前号の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (5) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別記第1号様式により速やかに知事に報告しなければならない。この場合において、補助事業を実施する者が全国的に事業を展開する組織の支部又は一支社、一支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部又は本社、本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。
- なお、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、その全部又は一部を県に納付させることがある。
- (6) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。
- ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上（地方公共団体以外の者の場合は30万円以上）の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。
- (7) 前各号に掲げる事項に違反した場合、補助金の全部又は一部を県に納付させることがある。

(交付の申請)

第6 規則第4条に規定する申請書は、和歌山県新型コロナウイルスワクチン接種に係る時間外・休日のワクチン接種会場への医療従事者派遣事業補助金交付申請書（別記第2号様式）によるものとし、次の各号に掲げる書類を添付して知事が別に定める日までに提出するものとする。

- (1) 補助金所要額調書兼医療従事者派遣証明書（別記第3号様式）
- (2) 派遣実績報告書（別記第3-1号様式）
- (3) 医療機関が派遣医療従事者について支出した経費報告書（別記第3-2号様式）
- (4) 医療機関が医療従事者の派遣に伴い支出したその他経費報告書（別記第3-3号様式）
- (5) 和歌山県新型コロナウイルスワクチン接種に係る時間外・休日のワクチン接種会場への医療従事者派遣事業補助金派遣実績証明書（別記第4号様式）
- (6) 役員名簿（法人の場合）
- (7) その他参考となる書類

2 規則第5条の規定による交付決定をもって補助金の額を確定したものとみなし、補助金を交付する。規則第13条に規定する実績報告は、前項の規定による交付申請書をもって、報告されたものとみなす。

(補助金の交付の決定の取消し及び返還等)

第7 知事は、補助事業者が法令、規則又はこの要綱に定める事項に違反したときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は交付した補助金の一部若しくは全部を返還させることができる。

(その他)

第8 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和3年11月12日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

別表（第3関係）

区分	補助事業	対象期間	補助事業者	補助対象経費	基準額	補助率
1	時間外・休日のワクチン接種会場への医療従事者派遣事業	令和3年4月1日から令和3年12月4日まで	対象期間内に集団接種会場へ休日・時間外に医療従事者を派遣した医療機関	医療従事者の派遣に伴い補助事業者が負担する経費（賃金、報酬、謝金、会議費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、材料費、光熱水費、燃料費）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費）	集団接種会場に派遣される医師一人につき1時間当たり7,550円、看護師、准看護師及び歯科医師一人につき1時間当たり2,760円を乗じて得た額の合計額	10/10以内